

# 福島県発注の工事と測量等における品質確保と 最低制限価格等の補正について

平成25年4月26日

入札監理課

## 1 品質確保

- 工事や測量等の品質確保を図るため、応札にあたっては工事や業務の内容を十分検討し所要の経費を漏れなく計上するなど、適切な積算をした上で入札してください。
- 工事の下請契約をする場合は合理的な元請・下請関係を確立し品質管理に努めてください。なお、昨年度に引き続き今年度の下半期にも一部工事についての下請状況実地調査を行う予定にしております。

## 2 最低制限価格等の補正

- 最低制限価格等は工事や測量等の品質確保を図ることを目的に設けていますが、今後予定されている本格的な復旧・復興事業での品質確保を改めて徹底するため、最低制限価格、評価基準価格及び調査基準価格の補正を行います。
- 今回の補正は工事と測量等が対象になります。
- 工事は従来水準（※1）や傾向（※2）に変更が生じない範囲での補正であり、測量等に関しても従来水準に変更が生じない範囲での補正となります。
- 平成25年5月1日以降に起工する工事と測量等の入札から対象になります。
- 最低制限価格等の設定方法や金額については、従来どおり非公表です。

※1 予定価格の概ね85%から90%程度の水準とする。

※2 工事の規模が小さいほど水準を高くする。